

森の京都 京都丹波ウェルネスツーリズム推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、森の京都 京都丹波ウェルネスツーリズム推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進協議会は、亀岡市、南丹市及び京丹波町のエリアにおいて、東洋医学の知見を活かしたウェルネスツーリズムの推進に関するコンセプト、考え方、取組の方向性の合意形成を行い、各市町、事業者等の取組の情報共有、持続可能な実施体制、連携協力スキームの構築を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 「養生」についての共通理解の促進、気運醸成
- (2) 「養生」を普及するための人材育成支援
- (3) 「養生」を普及するためのスキームづくり
- (4) 各構成団体が行う取組みへの協力
- (5) その他、前条の目的達成に必要なこと

(組織)

第4条 推進協議会は、次に掲げる団体をもって構成する。

- (1) 明治国際医療大学
- (2) 京・来て観て丹波の会
- (3) 京都府（南丹広域振興局）
- (4) 亀岡市
- (5) 南丹市
- (6) 京丹波町
- (7) 一般社団法人森の京都地域振興社
- (8) 一般社団法人日本養生普及協会及び YOJYOnet 株式会社
- (9) 賛同する事業者等

(役員)

第5条 推進協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 幹事 10名
- 2 会長は、明治国際医療大学の養生に係わる専門家教授をもって充てる
 - 3 副会長は、京・来て観て丹波の会会長をもって充てる
 - 4 幹事は、京都府、亀岡市、南丹市、京丹波町、一般社団法人森の京都地域振興社の職員

各2名をもって充てる

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員が任期中において、前条の職を離れたときは、後任者が残任期間について、その任務を果たすものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、推進協議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代理する。

3 幹事は、会長の命により、推進協議会の運営にあたる。

(会議)

第8条 会議は、総会及び幹事会とし、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、役員で構成し、推進協議会の重要事項を審議する。

3 幹事会は、幹事で構成し、第3条の事業を推進するため、協議を行い、連携・協力体制の構築に向けて取り組む。

(事務局)

第9条 推進協議会の事務局は、京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課商工労働観光係内に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第10条 推進協議会は、各構成団体において、必要な会計処理を行い、当分の間、推進協議会としての会計処理は行わない。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和5年9月27日から施行する。